

## 令和7年度第3回三春町農業委員会議事録

- 1 令和7年5月15日（木）午後3時25分より三春町役場2階大会議室において令和7年度第3回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名  
1番 大津早苗      2番 佐藤一人      3番 増子義男  
4番 橋本文夫      5番 八木沼孫一      6番 武内徹  
7番 新田俊男      8番 門馬稔治      9番 大内昌子  
10番 佐久間稔      11番 渡辺良一      12番 渡邊重吉  
13番 影山忠夫
- 3 欠席委員  
なし
- 4 推進委員 13名  
1番 山口裕一      2番 遠藤毅      3番 佐久間喜栄  
4番 佐久間正光      5番 佐藤義朗      6番 大内忠一  
7番 内藤保次      8番 増子智      9番 渡辺勉  
10番 本田俊和      11番 本田儀勇      12番 新田善一  
13番 渡邊源一
- 5 事務局からの出席者 3名  
事務局長：遠藤 晃  
事務局次長：近内信二  
事務局主査：本田 侑
- 6 審議案件  
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第21号 三春町農用地利用集積計画について  
議案第22号 令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。  
3番 増子義男 委員      4番 橋本文夫 委員

## 9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。  
会長の議長でよろしく願いいたします。

### 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局： この案件は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。  
場所は、御祭4区集会所から北東へ140mの地点です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告

委員： 5月8日午前10時15分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、既に庭木が植えられており、一部は住宅進入路としてコンクリートが打設されていました。事務局の説明にもあったとおりの経過、背景があったことも考慮し、また、周辺農地への日照や通風の影響もないため、この転用はやむを得ないものと思われま

す。以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

### 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を宅地に移転しようとするものです。

場所は、御木沢小学校体育館から西へ50mのところ

です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番橋本委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 橋本文夫 委員、現地調査報告

委員： 5月8日午後3時から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、北側と南側が宅地、東側と西側が公衆用道路に挟まれた土地であることから、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No. 2に移ります。  
それでは事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を現場事務所、資材置き場に一時転用しようとするものです。  
場所は、御免町地内の福聚寺から西へ150mのところではす。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番橋本委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 橋本文夫 委員、現地調査報告

委員： 5月8日午後2時30分から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。  
申請地は、北側を公衆用道路、東側を畑、西側を宅地、南側を山林に囲まれています。  
東側の農地については、本申請による現場事務所が設置されることで日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この一時転用は止むを得ないものと思われます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No. 3 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請により、農地を宅地に移転しようとするものです。  
場所は、山田集会所から南へ220mのところでは。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした3番増子委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 3番 増子義男 委員、現地調査報告

委 員： 5月8日午前9時から、事務局と私で現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、北側を宅地及び畑、東側を公衆用道路、西側を原野、南側を農地に囲まれています。

南側の農地については、本申請による住宅が建造されることで日照が遮られることは無く、通風にも影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ

ます。  
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

- 議 長： 続いて、No. 4 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を資材置き場、現場事務所に一時転用しようとするものです。  
場所は三春町企業局から北へ 5 0 0 m のところです。  
なお、4 月 1 5 日開催の農業委員会、第 1 7 号議案でご審議いただき許可をいただいた場所と同じ場所になります。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査に関しては、前回行って間もないことから省略としました。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。
- 議 長： 続いて、No. 5 について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請で、農地を蓄電設備に転用しようとするものです。  
場所は樋ノ口地内御木沢小学校から南へ 3 0 0 m のところです。  
なお、4 月 1 5 日開催の農業委員会、第 1 7 号議案でご審議いただき継続審査となった場所になります。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査に関しては、前回行って間もないことから省略としました。
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

## 議案第21号 三春町農用地利用集積計画について

議 長： 「議案第21号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があったので、審議するものです。  
場所は、滝地内はしもとブルーベリーファームはしもとの北側に隣接する農地です。  
(議案朗読)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

## 議案第22号 令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

議 長： 「議案第22号 令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： (議案書に沿って説明)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
この案件について、異議なしとすることに異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第3回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和7年度第3回三春町農業委員会を午後4時27分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 影 山 忠 夫

3 番委員 増 子 義 男

4 番委員 橋 本 文 夫